

一般社団法人 日本統合医療学会 個人情報管理責任者規程

第1条 目的

この規定は、一般社団法人日本統合医療学会（以下「本学会」と称する。）の個人情報取扱指針に基づき個人情報管理責任者に関する事項について定める。

第2条 本学会の個人情報管理責任者

本学会および本学会の支部（以下「支部」と称する。）に会員から提供された個人情報を適正に管理するために個人情報管理責任者を置く。

- 2 本学会の個人情報管理責任者は、理事による互選により決定する。
- 3 個人情報管理責任者は1名とする。

第3条 支部の個人情報管理責任者

本学会の支部（以下「支部」と称する。）の個人情報管理責任者は、支部長とする。

第4条 個人情報の保管

本学会の個人情報は、事務局に常時保管される。

第5条 事務局との協力関係

事務局と本学会および支部の個人情報管理責任者とは、緊密な協力関係を構築し、互助する。

第6条 個人情報の開示

本学会の個人情報管理責任者は、本学会の会員および支部から個人情報の利用の申請があり、理事会がその申請に対して開示する旨の決定をした場合、事務局と相談の上、次の各号のいずれかの対応を行わなければならない。

- 一 本学会の個人情報管理責任者は、個人情報取扱指針⑤の1号、2号に定める指定業務については、事務局に一斉情報配信を依頼する。
- 二 本学会の個人情報管理責任者は、個人情報取扱指針⑤の3号、4号の指定業務については、対象者に対して申請者と直接に連絡交換するか、または本学会の個人情報管理責任者を仲介として連絡交換するかのいずれかを選択してもらい、その選択に沿った連絡交換を行う。

第7条 法令・指針の遵守と秘密保持

本学会の個人情報管理責任者は、その業務に関して我が国の法令等を遵守し、本学会の指針および規程等に従わなければならない。

- 2 本学会の個人情報管理責任者は、その業務に関して知り得たすべての事項について秘密を保持しなければならない。

第8条 管理監督

理事会は本学会および支部の個人情報管理責任者の活動状況について疑義がある場合は、いつでも監査、改善指示を行うことができる。

第9条 協議事項

この規程に定められていない事項については、理事会でこれを協議して解決を図らなければな

らない。

2024年12月13日 理事会承認